

日本司法支援センター中期計画（案）

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民等が、法的問題を解決するための制度をより容易に利用でき、弁護士・司法書士等の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするという「総合法律支援」に関する事業の実施態勢を充実・強化するために設立された。

そのため、支援センターは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すとともに、社会のセーフティネットとして、国民等のニーズに十分に応えていくことが期待されている。

この期待に応えるべく、これまで、支援センターは、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務等の多様な分野にわたる業務に取り組み、各中期目標期間において、次のような対応や取組も開始した。

○ 第1期中期目標期間（平成18年度から平成21年度まで）

平成21年5月に開始された裁判員裁判制度及び被疑者国選弁護の対象事件拡大への対応

○ 第2期中期目標期間（平成22年度から平成25年度まで）

平成24年4月に施行された、いわゆる法テラス震災特例法（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律）に基づく東日本大震災法律援助事業等の被災者支援業務への対応

平成25年12月に開始された被害者参加旅費等支給業務への対応

○ 第3期中期目標期間（平成26年度から平成29年度まで）

地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等の抱える法的問題を含めた総合的な問題解決を図るための新たな取組（以下「司法ソーシャルワーク」という。）

支援センターは、このように、年度を重ねるごとに果たすべき役割が拡大する中で、より充実した総合法律支援の実施に取り組み、成果を上げてきたところであるが、平成28年5月27日に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」（以下「改正総合法律支援法」という。）により、大規模災害の被災者、

認知機能が十分でない高齢者・障がい者等及びDV等被害者に対する新たな法的支援業務が追加されるなど、支援センターの業務は更に拡大し、求められる役割もますます大きくなっている。

そこで、支援センターは、より適切な業務運営を通じて、国民等のニーズ、とりわけ、司法に手が届きにくい人のニーズに十分に応えることができるよう、総合法律支援法第41条の規定により、第4期中期計画（平成30年度から平成33年度まで）を以下のとおり定める。

I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の基本的姿勢

- (1) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。
- (2) 利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。
- (3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

2 組織の基盤整備等

(1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上

(ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新

規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

- (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組に適切に対応するため、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。

イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上

- (ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

- (イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任することで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。

- (ウ) 研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材を育成する。

- (エ) (ア)から(ウ)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどに留意する。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施及び刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、並びに国選弁護、国選

付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めることにより、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

(3) 事務所の存置等

事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不斷に検討し、必要な見直しを進める。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。

ア 出張所

地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。

また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。

イ 扶助・国選対応地域事務所

当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。

ウ 司法過疎地域事務所

常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、その設置趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、統廃合を含めた見直しを進める。

なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。

3 関係機関等との連携強化

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との間の極めて密接な連携が必要であることに鑑み、本部においては関係機関連絡協議会を開催し、地方事務所においては地方協議会や業務説明を実施するなどし、関係機関等との連携強化を図る。

II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

1 情報提供業務

(1) 適切な情報提供の実施

ア 利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。

イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。

ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携が可能であるという特性をいかした業務の在り方について検討し、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。

(2) 法教育事業

法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業は一般市民を対象とするものと位置付け、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて一般市民向け法教育事業を実施する。

2 民事法律扶助業務

(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実

福祉機関等との連携について多角的に検討し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、第3期中期目標期間において支援センターの新たな取組と位置付けた司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、地方公共団体、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。

(2) 利用者の利便性の向上

民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。

3 国選弁護等関連業務

(1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大及び指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。

(2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。

(3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

4 司法過疎対策業務

司法過疎地域事務所を設置していない地域において、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携や巡回相談の実施など、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。

5 犯罪被害者支援業務

(1) 適切な支援・援助の実施

ア 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。

イ 改正総合法律支援法に基づくDV等被害者に対する新たな法律相談援助を適切に実施するとともに、経済的に余裕のない犯罪被害者がその後の手続を希望した場合には、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、弁護士会、警察等の関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が実施できる体制を整備する。

ウ 弁護士会等と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保し、とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、地方事務所単位で複数名確保できるよう努める。

(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

公判期日出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。

III 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費及び事業費の効率化

(1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。

(2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減す

る。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。

2 事業の効率化

(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率 90 パーセント以上を維持しつつ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。

(2) 民事法律扶助業務

審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。

(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の獲得

(1) 寄附金収入

寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収

- (1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、悪質な償還滞納者に対しては法的手続を活用するなど統一的な方針による対応を行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において 90 パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不斷に必要な見直しを行う。
- (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。
- (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。

3 財務内容の公表

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

4 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 35 億円とする。

この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、

その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
なし。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし。

VIII 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備並びに人事に関する計画

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

2 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

3 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度において、総合法律支援法第45条による整理を行ってなお積立金の残余があるときは、法務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。

4 その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制の確実な実施

ア ガバナンスの強化

(ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。

(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

(ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。

(イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。

(2) 情報セキュリティ対策

支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。

(3) 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。

なお、広報活動に要した費用及びその効果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。

(4) 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や扱い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

中期計画予算

※ 一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
収入						
運営費交付金	4,026	35,148	1,514	4,014	14,962	59,664
受託収入	—	—	—	—	—	—
補助金等収入	0	0	0	0	202	202
事業収入	0	46,674	0	1,052	0	47,726
事業外収入	0	0	0	0	266	266
計	4,026	81,822	1,514	5,066	15,431	107,858
支出						
事業経費	1,461	71,125	42	80	—	72,708
一般管理費	—	—	—	—	11,531	11,531
人件費	2,565	10,697	1,472	4,985	3,900	23,619
計	4,026	81,822	1,514	5,066	15,431	107,858

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【運営費交付金算定ルール】

平成30年度から同33年度は積上げ方式とする。

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + \{(\text{その他一般管理費} + \beta) \times \alpha_1 + \text{事業経費} \times \alpha_2\} \times \text{消費者物価指数} - \text{自己収入}$$

人件費=役職員給与(非常勤職員を含む。)×γ+退職手当+職員厚生経費

その他一般管理費=施設経費+執務体制整備等経費+制度周知徹底経費

事業経費=情報提供事業経費×σ1+民事法律扶助等事業経費×σ2+司法過疎対策事業経費×σ3+特殊要因

自己収入=各事業年度の自己収入の見積額×θ

【注記】

1 その他一般管理費には、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費は含まれない。

2 事件数等の将来において変動し得る要素については反映していない。

3 平成30年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数、並びに運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。

α1:一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、前年度比3パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、当該事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α2:事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。)を、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β:政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。

γ:人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ1, σ2, σ3:政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費及び被害者参加旅費等支給事業経費を除く。)の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

消費者物価指数:各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

特殊要因:特殊要因に基づいて増加する経費。

θ:自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な必要経費を決定。

5 震災法律援助事業については、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に基づき、平成33年3月31まで実施するとの前提で必要な経費を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

・効率化係数(α1):中期目標期間中は、0.97と仮定した。

・効率化係数(α2):中期目標期間中は、0.99と仮定した。

・消費者物価指数:中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・人件費調整係数(γ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ1):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ2):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ3):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・自己収入係数(θ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

中期計画予算

※ 国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
収入					
運営費交付金	—	—	—	—	0
受託収入	54,582	758	4,383	6,237	65,961
補助金等収入	—	0	0	—	0
事業収入	—	0	—	0	0
事業外収入	—	0	0	—	0
計	54,582	758	4,383	6,237	65,961
支出					
事業経費	49,775	709	78	—	50,562
一般管理費	—	—	—	4,520	4,520
人件費	4,807	49	4,306	1,717	10,879
計	54,582	758	4,383	6,237	65,961

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

※ 一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
費用の部	4,026	81,822	1,514	5,066	15,431	107,858
経常費用	4,026	81,822	1,514	5,066	15,431	107,858
事業経費	1,461	71,125	42	80	—	72,708
一般管理費	—	—	—	—	11,531	11,531
人件費	2,565	10,697	1,472	4,985	3,900	23,619
減価償却費	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—
収益の部	4,026	81,822	1,514	5,066	15,431	107,858
運営費交付金	4,026	35,148	1,514	4,014	14,962	59,664
受託収入	—	—	—	—	—	—
補助金等収入	0	0	0	0	202	202
事業収入	0	46,674	0	1,052	0	47,726
事業外収入	0	0	0	0	266	266
純利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

※ 国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
費用の部	54,582	758	4,383	6,237	65,961
経常費用	54,582	758	4,383	6,237	65,961
事業経費	49,775	709	78	—	50,562
一般管理費	—	—	—	4,520	4,520
人件費	4,807	49	4,306	1,717	10,879
減価償却費	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—
収益の部	54,582	758	4,383	6,237	65,961
運営費交付金	—	—	—	—	0
受託収入	54,582	758	4,383	6,237	65,961
補助金等収入	—	0	0	—	0
事業収入	—	0	—	0	0
事業外収入	—	0	0	—	0
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

※ 一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	共通	合計
資金支出	4,026	81,822	1,514	5,066	0	15,431	107,858
経常費用	4,026	81,822	1,514	5,066	0	15,431	107,858
業務活動による支出	4,026	81,822	1,514	5,066	0	15,431	107,858
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	4,026	81,822	1,514	5,066	0	15,431	107,858
業務活動による収入	4,026	81,822	1,514	5,066	0	15,431	107,858
運営費交付金による収入	4,026	35,148	1,514	4,014	0	14,962	59,664
受託収入	—	—	—	—	0	—	—
その他の収入	0	46,674	0	1,052	0	468	48,194
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

※ 国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
資金支出	54,582	758	4,383	6,237	65,961
経常費用	54,582	758	4,383	6,237	65,961
業務活動による支出	54,582	758	4,383	6,237	65,961
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	54,582	758	4,383	6,237	65,961
業務活動による収入	54,582	758	4,383	6,237	65,961
運営費交付金による収入	—	—	—	—	0
受託収入	54,582	758	4,383	6,237	65,961
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。